

# 委託業務特記仕様書（令和2年4月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
  - （2）マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
  - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

## （Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

**(本業務の特記仕様事項)**

**第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

## 特記仕様書

### 第1章 目的

本業務は、牟岐漁港海岸(古牟岐地区)において、高潮やL1津波に対して背後地の安全確保を図るため、護岸の概略設計を行うものである。なお、護岸の概略設計において決定した断面は、関係機関協議に資するものとする。

### 第2章 業務内容

#### 2.1 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

#### 2.2 資料収集整理

既存施設に関する調査・設計関連資料を収集し整理する。

対象とする資料は、既存施設の実施設設計成果報告書、土質調査資料等及び施設設計上の津波高等に関するものとする。なお、現況平面図は発注者から貸与される。

#### 2.3 現地踏査

現地踏査により、既存施設及び周辺施設の状況及び周辺の利用状況等を把握し整理する。

#### 2.4 設計条件の設定

海象条件、土質条件、地震及びその他設計に必要な自然条件等の設計条件を決定する。

#### 2.5 設計震度の算出

レベル1地震動に対応した設計震度並びに発生頻度の高い津波を生じさせる地震による地震動から求まる設計水平震度を比較して、大きい方の設計水平震度を用いる。

#### 2.6 護岸標準断面検討並びに概略護岸法線検討

L1津波及び地震を満足する構造形式において、異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定するとともに、決定した断面において概略護岸法線検討を行う。なお、津波時は、液状化による沈下量(チャート式耐震診断システム)を算定して安定計算を行う。また、概算工事費は、監督員と協議した単価と、概略数量を基に概算工事費を算定する。

#### 2.7 関係機関協議資料の作成

関係機関と協議を行える資料を作成する。作成する資料は、概略平面図及び標準断面図とする。

#### 2.8 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階並びに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、調査・計画作業が終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる

## 2.9 報告書作成

設計条件、使用した基準、対策工決定の根拠や経緯等についてわかりやすくとりまとめる。

成果品の提出は、下記の通りとする。

- ・ 報告書(紙媒体：A4チューブファイル綴じ) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副各1部)

## 2.10 打合せ協議

打合せ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納品時1回の3回とする。